

記録が伝える小瀬一揆

明治9年(1876)12月9日、上小瀬・小舟地区の住民が中心となり、税の負担軽減を訴えて大規模な民衆一揆を起こしました。この騒動は小瀬一揆と呼ばれ、全国各地で同時期に発生した地租改正反対一揆の一つとして現代に語り継がれています。本年は、小瀬一揆が発生してから150年を迎える年にあたります。そこで今回は、小瀬一揆にまつわる当時の資料をいくつか紹介します。

①納税の負担軽減を訴えた「嘆願書」

小瀬一揆が発生した要因はいくつか存在しますが、中でも大きな影響を与えたのが明治6年(1873)の地租改正です。これにより、古くから続いていた年貢(米・雑穀など)による税の徴収から、土地にかかる税(地租)をお金で納めることが定められましたが、茨城県ではしばらくの間、前年度の米価を基礎に地租の税率が算出されていたため、明治9年の税率は米価が下落したことで、相対的に上がり、住民にとって重い負担となりました。この事態を重く見た上小瀬村の^{おおまち}大町^{じんざえもん}甚左衛門らは、村人を代表し、地租の減額を訴えて当時の^{けんこんれい}県権令(=県知事)である^{なかやまのぶやす}中山信安に書状を提出しました。その書状が「嘆願書」



▲嘆願書(個人蔵)

と呼ばれるものです。「嘆願書」には、度重なる洪水や暴風雨によって凶作となり生活が困窮していることや、このままでは税金が納められないので年賦(分割支払い)にしたい、などの内容が記されています。「嘆願書」の文字数自体はそこまで多くありませんが、その内容からは、日々の生活に苦しむ村人の悲痛な叫びが聞こえてきます。

②事件後に作成された錦絵

^{もとほしじざえもん}本橋次左衛門、大町^{まかべ}甚左衛門らを中心とする一揆勢は、茨城県庁へ向かう途中、石塚村(現城里町)で警官隊・士族隊と衝突しますが、戦闘中に指導者の一人である大町が殺害されるなど、壊滅状態に陥ります。また、一揆には常陸大宮市域の各村から約1,000人近くが参加しており、その大半が懲役刑や罰金刑などを科されるなど、非常に厳しい処罰を受けました。下の錦絵は事件後に流布されたものであり、一揆勢が政府に抵抗する「賊民」として描写されています。しかし、こうした地租改正への抵抗は三重県(伊勢暴動)や茨城県^{まかべ}真壁郡(真壁騒動)でも発生しており、結果として政府は地租の引き下げを決定するに至りました。そのため、特に緒川地域では、本橋や大町ら一揆の中心人物を「義民」として顕彰するなど、今なお地域に大きな影響を与えた出来事として知られています。

(文書館 高橋拓也)

10月10日(土)から、文書館エントランスで企画展「記録が伝える小瀬一揆」を開催します。また、企画展の開催にあわせ、歴史民俗資料館で小瀬一揆に関するパネル展示を行います。ぜひお越し下さい。



▲「茨城県下賊民之話」(常陸大宮市歴史民俗資料館蔵)